

令和3年11月臨時会

綾川町議会会議録

(第8回)

令和3年11月30日開会

令和3年11月30日閉会

綾川町議会

令和3年 第8回 綾川町議会臨時会会議録

綾川町告示第216号

令和3年11月30日綾川町議会議場に第8回臨時会を招集する。

令和3年11月25日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和3年11月30日 午前10時00分

閉会 令和3年11月30日 午前11時30分（会期1日間）

第1日目（11月30日）

出席議員16名

1番	三好東曜
2番	松内広平
3番	十河茂広
4番	植田誠司
5番	西村宣之
6番	大野直樹
7番	三好重徳
8番	岡田芳正
9番	井上博道
10番	川崎泰史
11番	福家功
12番	福家利智子
13番	横井薫
14番	鈴木義明
15番	河野雅廣
16番	安藤利光

欠席議員

なし

会議録署名議員

8番 岡田芳正

9番 井上博道

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	水 谷 香 保 里
総 務 課 長 補 佐	福 家 孝 司
議 会 事 務 局 書 記	戸 城 静 佳

地方自治法121条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	松 井 輝 善
参 事 兼 総 務 課 長		松 本 正 人
子 育 て 支 援 課 長		久 保 田 真 人

傍聴人 0人

議 事 日 程

11月30日（火）午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2号 綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3号 綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4号 令和3年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について

令和3年 第8回 綾川町議会臨時会

11月30日 午前10時00分開会

○議長（河野）おはようございます。只今、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、只今から、令和3年 第8回 綾川町議会 臨時会を開会致します。

なお、今臨時会も、新型コロナウイルス感染予防対策として、議場のドアの開放、理事者側の出席者の縮小、ソーシャルディスタンスによる座席の配置などに考慮した議会運営と致します。併せて、「録画用ビデオカメラ」の撮影も許可しておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

○議長（河野）それでは、これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、8番岡田芳正君、9番井上博道君の両名を指名致します。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題と致します。議会運営委員長の報告を求めます。

○議長（河野）議会運営委員長、三好重徳君。

○議会運営委員長（三好重）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○議会運営委員長（三好重）はい。7番、三好です。

○議会運営委員長（三好重）皆さん、おはようございます。只今、議長より求められました、「日程第2 会期の決定」について、ご報告申し上げます。本件に関しましては、本日9時30分より、第2会議室において、当委員会を開催致しました。委員会の開催にあたりましては、議会から議会運営委員会の委員6名と、河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本参事の出席を求め、本臨時会に付議される案件の内容について説明を受け、諸般の協議を行いました。それでは、当委員会における協議の結果について、ご報告致します。

まず、今般の令和3年第8回臨時会に際し、提出予定議案として、説明のあったものは、条例案件3件、予算案件1件であり、お手元の議案書に記載された通りであります。当委員会として、いずれの議案も緊急性の高い議案として、臨時会を開催し、上程することが適当として認めたものであります。

次に議案審議の方法について、ご報告致します。この後、町長より提案理由の説明を受け、上程されました議案を、それぞれ所管する常任委員会に付託することと致しました。この後、休憩中に当該委員会を開催いただき、審議を経た後、本会議を再開し、各常任委員長の報告、採決の順に進めることと致しました。

従って、今臨時会の「会期の日程」につきましては、議案件数及び内容等を考慮し、本日1日間と決定致しました。以上が、今臨時会に関する審議の概要であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、効率よく適正かつ円滑な議会

運営となりますよう、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（河野）本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間と致したいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定致しました。

○議長（河野）続きまして、日程第3、議案第1号、「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」から日程第6、議案第4号、「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について」までの4件を、一括議題と致します。

○議長（河野）本件について、只今より提案理由の説明を求めます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）おはようございます。それでは、本日開会致しました第8回臨時会にご提案申し上げました議案4件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」及び、議案第2号「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、令和3年10月7日付け香川県人事委員会勧告において、一般職の期末手当の0.15月の引き下げが勧告され、綾川町特別職報酬等審議会からの答申により、議会議員及び特別職の期末手当も一般職の改定に準じて改定を行うため、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」は、同様に香川県人事委員会勧告の内容に準じて、期末手当の0.15月の引き下げを行うため、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第4号）」は、11月19日に国において「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、その中で新型コロナウイルス感染症が長期化する中、子育て世帯に対して、児童一人当たり10万円相当の給付を行うことが決定されました。具体的には、0歳から高校生までの児童を養育している者の主たる生計維持者の年収が児童手当受給水準以上の世帯を除き、児童一人当たり5万円の現金を迅速に支給するものです。

本町においても速やかに執行するため、総額1億7千600万円の補正予算を計上致しました。内訳と致しましては、歳出において事業費として「子育て世帯臨時特別給付金費」に1億7千300万円、支給に関する事務費として「子育て世帯臨時特別給付金事務費」に300万円、また、歳入において国庫補助金として「子育て世帯臨時特別

給付金補助金」1億7千600万円を計上致しましたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案4件について提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） お諮り致します。これより、委員会付託を議題と致します。議案第1号から議案第4号までの4件を、それぞれ所管する常任委員会に付託したいと思います。

○議長（河野） これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第1号から議案第4号までの4件をそれぞれ所管する常任委員会に付託することに決定致しました。

○議長（河野） ここで、暫時休憩を致します。

休憩 午前 10時 9分

（休憩中に、総務・厚生各常任委員会を開催）

再開 午前 11時16分

○議長（河野） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

○議長（河野） これより、委員長報告を行います。委員長の報告を求めます。

○議長（河野） 総務常任委員長 大野直樹君。

○総務常任委員長（大野） はい議長。

○議長（河野） 大野君。

○総務常任委員長（大野） はい。6番大野です。

○総務常任委員長（大野） 総務常任委員会のご報告を申し上げます。

本日、11月30日午前10時12分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催致しました。出席者は委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。本臨時会で当委員会に付託された案件は3件で、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第1号「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第2号「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第3号「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「令和3年10月7日付け香川県人事委員会勧告の内容に

準じて、特別職、一般職ともに、期末手当の0.15月の引き下げを行うためそれぞれ関係条例の一部を改正する必要が生じたものである。」との説明がありました。

委員より、「報酬削減は人事院勧告であり、それを尊重している我が町として賛成はやむなしかが、師走という時期の問題と、公務員も被用者であり国民である。全国民の賃上げを是としている国の意思と勧告に相違がある。国や人事院に対して、政策の合理性と整合性を求めてもらいたい。」との質問がありました。

執行部より、「これまでも人事院勧告に基づき改定を行ってきた。制度的なものでありご理解を願いたい。」との答弁がありました。

他に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

すべての審議を午前10時21分に終え、総務常任委員会を閉会致しました。以上で、総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長 福家利智子君。

○厚生常任委員長（福家利） はい、議長。12番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○厚生常任委員長（福家利） はい。

○厚生常任委員長（福家利） 厚生常任委員会の審議内容をご報告致します。

本日11月30日午前10時23分より午前10時45分までの間、第2会議室において厚生常任委員会を開催致しました。出席者は、委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、参事、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。本臨時会で当委員会に付託された案件は、議案1件です。これより審議の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第4号「令和3年度 綾川町一般会計補正予算（第4号）について」執行部に説明を求めました。執行部より、「今回の補正予算は、国で11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のうち新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で子育て世帯を支援するために、0歳から高校3年生までの児童を養育している者に対し、児童一人当たり10万円のうち5万円の現金を児童手当の仕組みを活用し「プッシュ型」で年内に支給を開始するためのものであり、歳入歳出それぞれ1億7,600万円の増額補正である。」との説明がありました。

これに対して委員より、「予算上の対象児童数について」質問があり、執行部より、「10月31日現在で住民基本台帳の0歳から18歳までの児童数3,460人を計上している。この児童数には、児童手当の特例給付受給者が含まれているが、11月1日以降の出生児は含まれていないので、今後変動する可能性がある。」との答弁がありました。

また委員より、「事業を執行する上で事務費の増加が懸念される。国に対し給付方法について検討するよう要望してほしい。」と意見があり、執行部より、「何らかの機会に県を通じて国へ要望して参ります。」との答弁がありました。

また、委員より、「所得制限を受ける対象児童数また、その児童への町単独での支給

について」質問があり、執行部より、「9月分の児童手当支給対象者で約70名。町独自の支給は考えていない。」との答弁がありました。

他に質問もなく、委員一同異議なくこれを承認しました。

以上で厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野） これより、採決を行います。

○議長（河野） 議案第1号、「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決致します。

○議長（河野） この採決は、起立によって行います。

○議長（河野） 本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立14名）

○議長（河野） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第2号、「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決致します。

○議長（河野） この採決は、起立によって行います。

○議長（河野） 本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立14名）

○議長（河野） ありがとうございます。起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第3号、「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題と致します。

○議長（河野） これより、質疑を省略し、討論を許します。

○議長（河野） まず、反対者の発言を許します。

○議長（河野） 16番、安藤利光君。

○16番（安藤） はい。議長。

○議長（河野） 安藤君。

○16番（安藤） それでは、議案第3号、「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」の討論を行います。

人事院は、8月10日公務員の一時金削減の0.15月分、年間平均で約6万円削減勧告を地方自治体に押し付けることを求めてきました。コロナ禍で国民が暮らしの不安を抱いているもと、すべての働く人達の賃金引下げを招く行為であると言わざるを得ません。前線で奮闘している公務職場で、働いている労働者に冷や水を浴びせるようなものであります。

今回の勧告で期末手当を引き下げるとは、一時金の生活給としての性格をゆがめることとなり、全ての働く人の賃下げにも繋がります。

二つ目は、一昨年の消費税増税や、昨年からのコロナ危機の下、マイナス勧告は地域

経済にも大きな影響を及ぼします。

三つ目は、勧告が慢性的な長時間労働の是正は必要としながらも、要員確保には踏み込んではいません。

四つ目は、賃金水準が低い非常勤職員の処遇改善に繋がる方策が示されず、会計年度任用職員は期末手当のみの支給とされています。一時金相当額を月例給引き下げにより支給されていますが、地方自治体では改善要求には応えてはいません。

今、新型コロナ感染で新自由主義による「自己責任論」「民営化」等で住民の命と暮らしを危機にさらすことが明らかになりました。働く人を犠牲にする社会から、命と暮らしを守る社会にするためにも公務の役割を發揮し、働く人の賃金引き上げによる経済の活性化こそが急務であり、労働条件の改善を行うためにも、本議案の反対討論とします。よろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（河野）ほかにございませんか。

○議長（河野）次に、賛成者の発言を許します。

○議長（河野）6番、大野直樹 君。

○6番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○6番（大野）6番、大野です。

○6番（大野）それでは、第3号議案について、賛成の立場で討論させていただきます。

第3号議案は香川県人事委員会において実施した「令和3年職種別民間給与実態調査」の結果をふまえての勧告に基づく条例改正であり、人事院勧告尊重の基本姿勢にたち、香川県の対応に準じて引き下げを行うものです。

職員においては、日頃より、住民全体の奉仕者としての強い使命感を持ち、町民の期待と要請に応えられるよう、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めていただいていること、更に通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染防止対策等の業務に日々真摯に取り組んでいることに心から敬意を表します。

しかしながら、現下の社会経済状況をかんがみ、人事院勧告制度の意義や役割を理解した上で、今後の景気回復や新型コロナウイルス感染症の収束を期待して、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（河野）ほかにございませんか。

○議長（河野）これで、討論を終結致します。

○議長（河野）これより、採決を行います。

○議長（河野）この採決は、起立によって行います。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することに 賛成諸君の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（河野）ありがとうございました。起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第4号、「令和3年度 綾川町一般会計補正予算（第4号）について」

を採決致します。

○議長（河野） 本案を、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 以上で、本臨時会に付されました事件は、すべて終了を致しました。従って、会議規則第7条の規定により、これをもって本日で閉会致したいと思います。

○議長（河野） 閉会することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日で閉会することに決定致しました。

○議長（河野） これで、本日の会議を閉じます。令和3年第8回綾川町議会臨時会を閉会致します。ありがとうございました。

閉会 午前11時30分